

ACSV MONTHLY LETTER

● 寄付金を支払ったとき

東日本大震災の支援・復興のために寄付をされる方も多いかと思えます。「寄付金」について、個人所得税では所得控除が、法人税では損金算入が認められていますが、その全てが対象となるわけではありません。

区分	個人所得税	法人税
国、地方公共団体 に対する寄付金	所得控除 1 2 寄付金控除額 =	全額損金算入
指定寄付金 4	イとロの低い金額 - 2 千円	
特定公益増進法人 5 認定 NPO 法人	イ 寄付金合計額 ロ 総所得金額の 40%	損金算入限度額あり 3 = (期末資本金等 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%)
その他 (一般の寄 付金)	なし	損金算入限度額あり = (期末資本金等 × 0.25% + (所得の金額 + 支出寄付金) × 2.5%)

- 1 政党等への寄付金は税額控除することもできます。
- 2 個人住民税は条例で指定した寄付金の (合計額 - 2 千円) が税額控除されます。
- 3 限度額を超える部分は「一般の寄付金」となります。
- 4 財務大臣が指定し、告示した寄付金をいいます。
- 5 特定公益増進法人の主なもの

独立行政法人、地方独立行政法人、日本赤十字社等、公益社団法人及び公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、etc

なお、寄付の目的により税務上の取り扱いが異なる場合がありますので、寄付をする法人・団体等へ確認し、寄付金控除等に関する事項を記載した領収証等の交付を受けて下さい (法人の一般の寄付金を除く) 。

税務カレンダー

	内容	備考
5 月	自動車税の納付	
6 月	個人住民税納付 (第 1 期)	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より 2 ヶ月以内です。
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年 3 月 15 日です。
 源泉所得税の納付期限は、翌月 10 日です (納期特例を除く) 。
 住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

電子メール or ファックス or 郵便 で配布しております。変更を希望される方はご連絡下さい。

(できるだけ 電子メール でお願いしております)